# ほけんだより 11 月

令和３年１１月
市川市立第一中学校
保　健　室

気温が下がり、冬を間近に感じる季節となりました。新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザや感染性胃腸炎が流行する時期です。手洗い・換気をこまめに行い、病気にかからないようにしましょう。

## インフルエンザの診断を受けた場合の対応

### ～出席停止措置について～

1．　**医師に「いつまで出席停止になるのか」をその場で確認してください。**

**・・・法的に定められたインフルエンザの出席停止期間・・・**

**「発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで」**

2．　**すみやかに学校に電話連絡してください。**（夜間の場合は、翌朝）

**連絡内容**

- **診断を受けた医療機関名**
- **「A 型」「B 型」の別**
- **症状と経過（発熱した日時・現在の症状など）**
- **医師から指示を受けた出席停止の期間**

※医師から具体的な指示を受けなかった場合は、上記にのっとった期間になります。

3．　医師に指示された出席停止期間が終了し、なおかつ、熱が下がって２日以上経過していることを確認してから登校させてください。
その際、インフルエンザに関しては「治癒証明書」は必要ありません。

**兄弟姉妹の出席停止について**

・検査を受けて、インフルエンザ等の診断を受けた場合、兄弟姉妹の生徒の登校は差支えありません。（併せて、ワクチン接種後の副反応による体調不良の場合も、兄弟姉妹の登校については差支えありません。）

## 「インフルエンザ出席停止」早見表
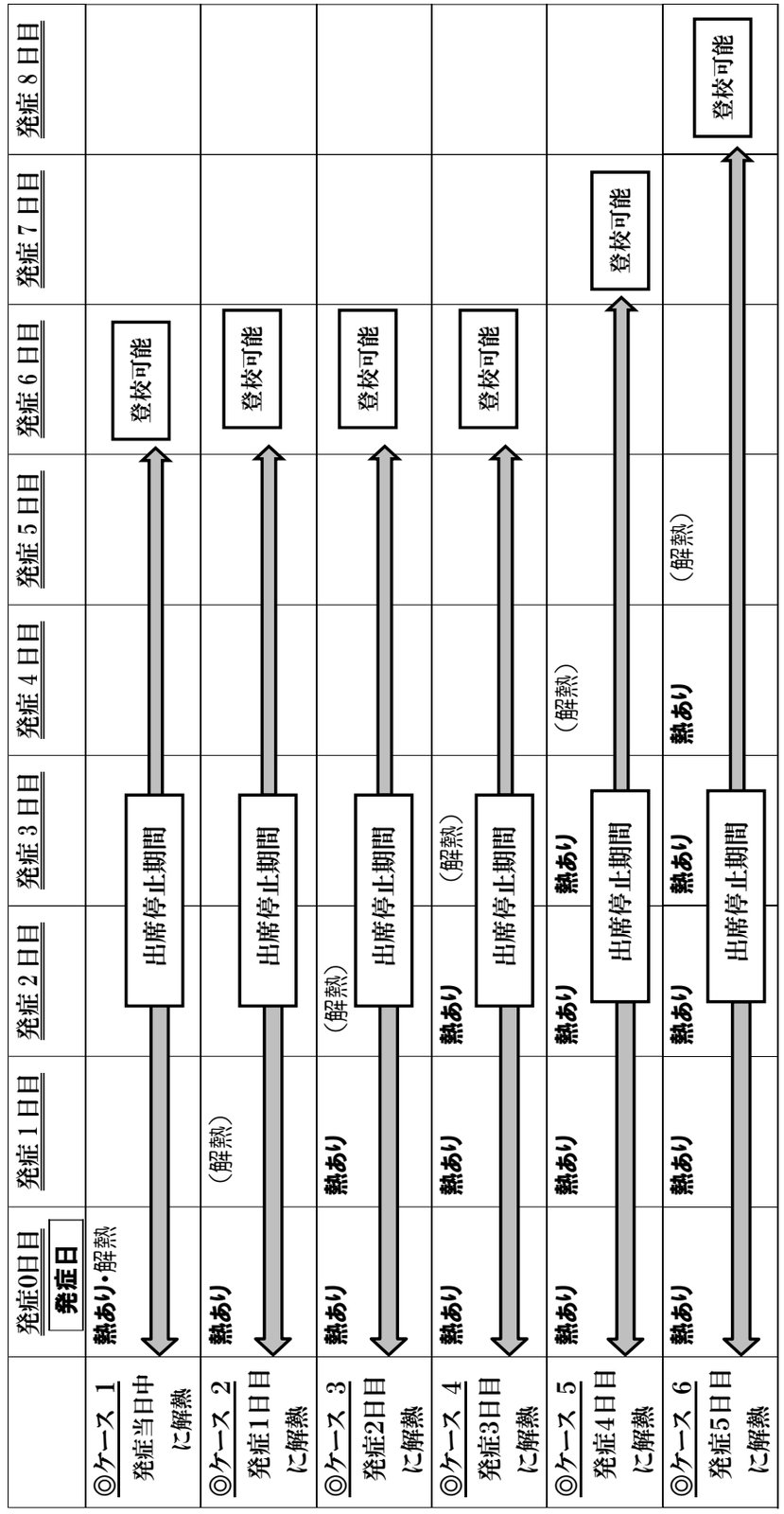
○「発症」とは、医療機関を受診した日ではなく、「インフルエンザの症状が現れた日（主に、発熱）」です。
○「発症の初日」は「０日目」となります。
○インフルエンザによる出席停止期間は「**発症後５日を経過**し、かつ、**解熱後2日を経過**するまで」（２つの条件を満たすことが必要）です。
解熱までの日数によって、出席停止期間が延期されます。
○医師に経過を詳しく伝え、出席停止の期間について指示を受けてください。